

秋田県教育委員会告示第12号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第35条第2項の規定により、次の秋田県指定名勝の指定を解除する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
鳥潟会館（旧鳥潟家住宅）庭園	大館市花岡町字根井下156番地	大館市